

<農林漁業・食品産業の方向け>

①避難等の指示関係

問 1 2 7. 避難指示等により事業に支障が生じ、倒産・廃業せざるを得なくなった。この場合、賠償の対象となる金額はどのようなものとなるのか。また、農林漁業者に「特別な考慮をする」とは、具体的にどのようなことか。

(答)

1. 中間指針では、政府が行う指示等により倒産・廃業した場合の「営業損害」について、

- ① 営業資産の価値が喪失又は減少した部分（減価分）、
- ② 一定期間の逸失利益
- ③ 倒産・廃業に伴う追加的費用

等を賠償すべき損害とすることが考えられるとされています（中間指針第3の7の（備考）8））。

2. また、逸失利益が賠償されるべき「一定期間」の検討に当たっては、農林漁業者等に「特別な考慮をする」とされています（中間指針第3の7の（備考）10））。これは、一般に農林漁業者は他の業種に比べて転業することがより困難であることを踏まえたものであり、例えば、他の業種の場合よりも「一定期間」を長めに算定することが考えられます。

問 1 2 8 . 避難指示等区域内の農地の除染費用が非常に高額になり、農地自体の時価を上回る場合も、除染費用は全額賠償されるのか。

(答)

中間指針では、避難指示等区域内の財物の除染費用等について、原則として当該財物の客観的価値の範囲内のものが賠償すべき損害とされているが、文化財、農地等代替性がない財物については、例外的に、合理的な範囲で当該財物の客観的価値を超える金額の賠償も認められ得るとされています（中間指針第 3 の 1 0（備考） 4））。

②出荷制限等関係

問 1 2 9 . 出荷制限指示等の対象品目であるが、事故発生時以前又は出荷制限指示以前に仕入れたものに係る減収分及び追加的費用は賠償の対象となるのか。

(答)

1. 出荷制限指示等の対象品目であるが事故発生以前に仕入れたものは、基本的には放射線物質に汚染されておらず通常は当該指示等の対象外と考えられますが、その場合には、これに係る減収分や追加的費用は中間指針第5に記述する出荷制限指示等に伴う損害ではありません。
但し、その場合であっても、中間指針第7の風評被害として賠償の対象となることはあり得ます。
2. 事故発生以後出荷制限指示以前に仕入れたものは、通常は当該指示等の対象と考えられ、その場合には、これに係る減収分及び追加的費用は中間指針第5に記述する出荷制限指示等に伴う損害として賠償の対象となり得ます。

問 1 3 0. 自家消費等にて栽培していた農林産物が、摂取制限指示により食べられなくなったが、賠償の対象となるのか。

(答)

1. 農林産物を自家消費等にて栽培していた者において、摂取制限指示に伴い生じた減収又は食費の増加は、その栽培が事業活動として行われているものではない場合、中間指針に記載されている営業損害には当たりません。
2. しかしながら、中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得るとされています。

問 1 3 1. 県の出荷自粛要請により放射性物質に汚染された粗飼料や当該粗飼料を給与した肉牛の出荷を自粛した場合の減収分は賠償の対象となるのか。

(答)

1. 県が放射性物質に汚染された稲わらや当該稲わらを給与した肉牛について出荷自粛要請を行った場合、当該要請は、中間指針第5の「地方公共団体が本件事故に関し合理的理由に基づき行う指示等」に該当すると考えられます。
2. したがって、当該自粛に伴う減収分や必要かつ合理的な範囲の追加的費用は、政府指示等に係る損害として賠償の対象となり得ます。

問 1 3 2. 「政府等による農林水産物等の出荷制限指示等」には、肥料、土壌改良資材、培土、飼料等の施用、使用、生産、流通等に係る政府等の指示等も含まれるのか。

(答)

1. 中間指針第5では「農林水産物の生産に関する制限についての指示等」に伴う損害が対象となるとされており、肥料、土壌改良資材、培土、飼料等の施用、使用、生産、流通等に係る指示等は、農産物の生産において特定の資材の利用を制限するために行われたものであることから、この指示等に含まれると考えられます。

問 1 3 3 . 堆肥等の生産・流通等の自粛要請を受けた畜産農家、耕種農家や堆肥の流通業者に生じる減収や追加的費用については、賠償の対象となるのか。

(答)

1. 堆肥等の生産・流通等の自粛要請は、農作物の生産において特定の堆肥等の使用を制限するために行われたものであり、中間指針第5の「農林水産物の生産に関する制限について、政府等が本件事故に関し行う指示等」に該当すると考えられます。
2. したがって、当該自粛要請の対象となった畜産農家、耕種農家や流通業者において、堆肥の生産・流通等の断念により生じた減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用は、政府指示等に係る損害として賠償の対象となり得ます。

③いわゆる風評被害

問 1 3 4. 農林水産物の風評被害について、原則として賠償すべき損害と認められる品目・地域について、今回新たに追加された理由如何。

(答)

1. 第二次指針において、農林水産物の風評被害について原則として賠償すべき損害類型として認められた品目・地域は、本件事故による買い控え等の発生状況等に関する調査、分析等が必ずしも十分には行われていない中で、差し当たってその時点で原則として賠償対象と認める類型に該当すると判断できたものに限って示したものとされています。
2. その後、専門委員による市場動向等の調査、分析等が行われ、これにより、第二次指針で示した農林水産物以外にも現に買い控え等による被害が生じていることが確認されたことから、これを踏まえ、当該被害に関し取引を敬遠することが平均的・一般的な人を基準として原則として合理性があると認められる類型について、中間指針において追加して示したものとされています。

問135. 原則として賠償すべき損害の類型の対象となっていない地域において生じた風評被害については、賠償の対象とならないのか。

(答)

原則として賠償すべき損害の類型の対象となっていない地域において生じた風評被害についても、個々の事例又は類型毎に、取引価格及び取引数量の動向、具体的な買い控え等の発生状況等を検証し、その産品や産地の特徴等を考慮して、「消費者又は取引先が、当該産品等について、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有している」と認められる場合には、本件事故との相当因果関係が認められ、賠償の対象となるとされています。(中間指針第7の1の(指針)Ⅲ)②及び2の(指針)Ⅳ)

問136. 農林漁業者やその組織する団体（農協や漁協等）が風評被害として原則賠償対象となっている農林水産物を加工していた場合、当該加工品について生じた風評被害も賠償の対象となるのか。

（答）

1. 農林漁業において、特定の農林水産物及びこれを主な原材料とする加工品に係る買い控え等による被害は、原則として賠償すべき損害とされています（中間指針第7の2の（指針）I）①）。（「主な原材料」とは、重量比で概ね50%以上を占めることを目安とするとされています。）
2. したがって、農林漁業者やその組織する団体が、風評被害が原則賠償対象となっている農林水産物を主たる原材料として加工していた場合、当該加工品について生じた風評被害も原則として賠償の対象となります。

問 1 3 7. 農林水産物について風評被害として原則賠償対象と認められている県内において、当該品目を扱う観光農園、遊漁事業、潮干狩り事業等について生じた売上の減少についても賠償の対象となるのか。

(答)

1. 農林漁業者が運営している観光農園、遊漁事業、潮干狩り事業等における風評被害は、その農園、海、河川等で産出する農林水産物に生じた買い控え等の被害と考えられ、中間指針第7の2の(指針)Ⅰ)①に掲げる類型に該当する場合は、原則として賠償すべき損害とされています。
2. 観光業に該当するものについては、中間指針第7の3の(指針)Ⅰ)の類型に該当する場合は、原則として賠償すべき損害とされています。

問 1 3 8 . 暫定規制値を上回るセシウムが検出された牛肉が流通したことにより、各地で牛肉の価格が低下しているが、原則として賠償の対象となる地域以外の地域で発生した買い控え等による被害については対象とならないのか。

(答)

原則として賠償の対象となる地域以外で発生した牛肉の買い控え等による被害については、個々の事例又は類型毎に、当該被害の発生状況等を検証し、生産・流通の実態、生産に用いられる飼料の汚染状況等を考慮して、当該牛肉について本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、本件事故との相当因果関係が認められ、賠償の対象となります。(指針第7の2の(指針)IV)

問 1 3 9 . 中間指針第 7 の 2 の I) において示された農林水産物・食品の風評被害に関する類型には、輸出分に関して生じた損害も含まれるのか。

(答)

中間指針第 7 の 2 の I) において示された類型については、農林水産物（加工品を含む）・食品を輸出する場合に生じた買い控え等による被害も含まれます。

問 1 4 0 . 農林水産物の検査費用については、どのような範囲で賠償の対象となるのか。

(答)

1. 政府指示等に係る検査費用については、政府指示等に基づき行われた農林水産物の検査に関し、農林漁業者その他の事業者が負担を余儀なくされたものが、賠償すべき損害と認められます。(中間指針第5の3)
2. 取引先の要求等による検査費用については、買い控え等による被害が原則賠償すべき風評被害の類型として認められた品目・地域に係るものに加え、政府が検査の指示等を行った都道府県において当該指示等の対象となった産品等と同種の農林水産物に係るものが、原則として賠償の対象となります。(中間指針第7の1の(指針)Ⅳ)及び第7の2の(指針)Ⅰ)、Ⅲ)
3. 輸出品に関する検査費用については、本件事故以降に輸出先国の要求(同国政府の輸入規制及び取引先からの要求を含む)によって生じたものが、当面の間、原則として賠償の対象となります。(中間指針第7の5の(指針)Ⅰ))

問 1 4 1. 輸入船舶の寄港拒否により、輸入商社等に生じた転送コストや海上運賃等の追加的費用は賠償の対象となるか。

(答)

1. 外国船舶が我が国の港湾への寄港を拒否したことによって我が国の事業者が生じた被害については、本件事故の前に既に契約がなされた場合であって、少なくとも平成23年5月末までに寄港が拒否されたことにより発生した減収分及び追加的費用が、原則として賠償の対象とされています。(中間指針第7の4の(指針)Ⅱ)
2. したがって、輸入船舶の寄港拒否がこのような条件に該当する場合には、荷受け人となった我が国の輸入商社、飼料メーカー等に生じた転送コストや海上運賃等の追加的費用は賠償の対象となります。

④いわゆる間接被害

問 1 4 2. 避難指示等により代替可能な原材料の調達に支障が生じた食品事業者の場合、調達までの間に生じた減収や、代替品調達のための費用等の追加的費用は賠償の対象となるのか。

(答)

1. 当該食品事業者の損害は、一定の経済的関係にあった農林漁業者等（第一次被害者）が避難等を行ったことによって生じたものと考えられ、いわゆる間接被害に該当します。間接被害は、間接被害者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合に、賠償の対象と認められます（中間指針第8の（指針）I）。
2. したがって、当該食品事業者のように代替可能な原材料の調達について生じた被害は、中間指針では賠償の対象とされていません。